

会 議 録

会議名	平成21年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成21年11月13日（金）午後1時30分～午後3時30分		
開催場所	小金井市商工会館2階会議室		
出席者	委員	石井忠史、柿崎久実恵、小林貢、磯貝正、石垣将樹、久保昇	
	その他	なし	
	事務局	川合修 経済課長 町田知広 産業振興係長 井出信綱 産業振興係主任	
傍聴の可否	可・不可・（一部不可）	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	延滞案件等法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため（小金井市情報公開条例第5条第1項第3号）		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成21年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成21年11月13日（金）

午後1時30分～午後3時30分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 平成20年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 平成21年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 延滞案件について
- (6) 小金井市小口事業資金融資における緊急対策について
- (7) 連帯保証人要件の改正について
- (8) 特定金融機関要件の改正について
- (9) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 小金井市小口事業資金融資あっせん条例・施行規則 抜粋
- 資料2 会議録の取扱いについて
- 資料3 平成20年度あっせん・実行状況集計表
- 資料4 平成21年度あっせん・実行状況集計表
- 資料5 延滞案件調べ
- 資料6 小口事業資金融資あっせん申込件数月別集計表（全額補助対象）
- 資料7 連帯保証人要件の改正について
- 資料8 小金井市及び隣接市における特定金融機関について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

2 市民部長挨拶

経済情勢の変化や市の再開発等で商店街や中小事業者を取り巻く環境は大きく変わっている中で、委員として小口事業資金の融資あっせんに関する重要事項を審議する本審議会への協力を依頼する旨を述べ、挨拶とした。

3 各委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

4 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、石井委員を会長並びに柿崎委員を副会長に推薦する意見が出され、各委員が賛成し、決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

(2) 会議録の取扱いについて

事務局： 別添資料2を基に会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができることについて説明し、今期の取扱いについて諮った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 従前どおり会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式で良いのではないか。

各委員： 異議なし

事務局： 内容の確認についても従前通り全委員に議事録の原案を郵送し、修正・加筆していただき了解を得たうえで、公開をいたしたい。

各委員： 異議なし

(3) 平成20年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料3を基に平成20年度の申し込み状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

質疑応答は以下の通り。

委員：平成20年12月から平成21年3月までの申し込み件数が伸びているが、何か要因があるのか。

事務局：昨年秋口からの経済情勢の急激な悪化に対し、小金井市小口事業資金融資における緊急対策として平成21年12月1日申込み受付分から運転資金と緊急資金に限り保証料全額補助の時限措置を行ったため、申込み件数が大きく伸びた。

当初は平成20年12月1日受付分から平成21年3月31日までの実施としたが、経済状況が好転しないため、さらに一年間延長することし、平成22年3月31日までの申込み受付分とした。

委員：経営安定化緊急資金内の狂牛病対策資金の申込みが数年無い様に思う、廃止されてはどうか。

事務局：BSEが問題化していた頃は焼肉店等の申込みが数件あったが、ここ数年は申込みがない、今後社会状況も見ながら検討課題としていきたい。

（4）平成21年度融資あっせん・実行状況について

事務局：別添資料4を基に平成21年度の平成21年10月末現在までの申し込み状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員：信用保証協会の保証を受けられない、という相談を受けることがある。信用保証協会の審査を緩くするなどの救済措置はとれないのか。

事務局：市の制度融資は信用保証協会の保証を得ることが条件となっているが、信用保証協会の審査に市が介入することはできない。金融機関にしても融資を行うということは、社会的な責任を負うことでもあり、返済能力のない事業者に融資を行うことは無い。市はあくまで信用保証協会の保証を得て、金融機関が融資を行った事業者に対して、補助を行うべきと考える。

委員：融資の申し込み金額の大小によって、融資が受けられやすいということはあるのか。

事務局：融資が受けやすいかどうかは、申込み金額の大小によるものではなく、あくまで決算内容や事業内容が融資審査の基準であると思う。

（5）延滞案件について

事務局： 別添資料5を基に、延滞案件の経過と資料説明を行った。

当該借受人については、毎月1万円ずつの入金を金融機関と約束しているが、半年以上入金滞っている。金融機関からは、本人に返済の意思があるので今後とも延滞利息含めて回収するよう努めていく、と報告を受けている。

また、本件は審議会の開催毎に進捗状況を議題として報告しているが、最近は入金も停滞気味で動きがほとんど無い。毎回の報告でなく、事務局預かりとして、動きがあった場合のみ、報告するという方法もあるかと思う。報告の仕方について委員の意見を伺いたい。

質疑応答は以下の通り。

委員： 補足として、市の制度融資の旧制度では審査会というものを月に一度開催し、信用保証協会が否決していたものを市の審査会が審査し、保証することで拾い上げてきたが、何かあれば市が債務を補填してくれるという安易な考えが横行した結果、延滞案件が増加したため、全て信用保証協会付きに制度を変えた経緯がある。本件はその時から続く延滞案件の最後の1件である。

報告については、都度の報告は必要無いと考えるが、状況報告は必要と思うので、年に1回の報告を求めたい。

事務局： それでは、報告については年に1回の報告としたい。

（6）小金井市小口事業資金融資における緊急対策について

事務局： 別添資料6を基に、現下の厳しい経済情勢を鑑み、商工業者の経営安定化のための緊急時限措置として実施している運転資金と経営安定化緊急資金に係る保証料の全額補助の期限を当初、平成20年12月1日から平成21年3月31日までのところを、平成22年3月31日までに一年間期間延長するための条例改正を行い、平成21年4月1日に施行したことを報告した。

来年度、実施期限を再度延長するかどうかについては、最終的には理事者と協議の上で市の方針を決定するが、その上で参考にさせていただくため各委員から意見を伺いたい。

質疑応答は以下の通り。

- 委員： まだ経済状況は好転しているとは思えないので、実施期限を延長すべき。
- 委員： 小金井市の財政状況が許すのであれば、実施期限を延長すべき。
- 委員： 平成21年度の申込み件数が昨年と比べ落ち着いている。延長するには数字的な説得力に欠けるのではないか。
- 事務局： 市としての方針を決定するに当たり、各委員の意見を参考にしたい。

（7）連帯保証人要件の改正について

- 事務局： 別添資料7を基に、連帯保証人要件について、開業資金の第三者連帯保証人要件の原則廃止、商店街等振興資金は原則代表理事のみ連帯保証人とする条例改正を行いたい旨の説明を行った。
- 最終的には理事者と協議の上で市の方針を決定するが、その上で参考にさせていただくため各委員から意見を伺いたい。

質疑応答は以下の通り。

- 委員： 開業資金の場合でも保証協会の保証を条件としているのであれば、第3者の保証人は原則廃止で良いのではないか。
- 委員： 商店街等振興資金の利用実績はあるのか。
- 事務局： 小金井市市内で法人化されている商店会は1つあり、そこでの利用実績がある。
- 委員： 商店街等振興資金についても原則代表理事だけで良いのではないか。
- 各委員： 事務局原案通り、条例改正で進めていただきたい。

（8）特定金融機関要件の改正について

- 事務局： 別添資料8を基に、特定金融機関要件の改正について説明を行った。
- 西武信用金庫武蔵境支店から「指定金融機関」に指定していただきたい旨の要望書が提出された。同支店は、以前指定金融機関であった西武信用金庫東小金井支店の廃止により、継承店舗となっているが、条例の規定で市内の金融機関でないため、小金井市の事業者に対し、市の制度融資の取扱いができない。
- 条例では現状「特定金融機関」を「市内の金融機関」と定めているが、近隣市を調査した結果、条例等で「特定金融機関」を「市内の」等の文言で規定している市は無かった。

西武信用金庫武蔵境支店のような特段の事情がある場合には特定金融機関に指定できるよう、「市内の」を削除する条例改正をいたしたい。

最終的には理事者と協議の上で市の方針を決定するが、その上で参考にさせていただくため各委員から意見を伺いたい。

質疑応答は以下の通り。

委員： 「市内」を削除すると、間口が広がりすぎるのではないか。

委員： 今後、他の金融機関でも支店の統廃合で小金井市から支店が撤退するケースがありうることを考えると、「市内」のを削除する方向で良いのではないか。

委員： 小口融資であるので、信用金庫の方がこまめな対応が望める、そういった申し出があるのであれば、特定金融機関に加入してもらった方が、事業者にも利便性が高まるのではないか。

事務局： 間口が広がりすぎるのでは、という意見もあったので、条例改正時の表現含めて事務局で要件を緩和する方向で検討いたしたい。

各委員： 事務局一任としたい。

（9）その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

各委員： 特になし

5 閉 会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。